

令和2年6月

ご家族の皆様へ

医療法人やわらぎ会
介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗
施設長 枝 沢 寛

やわらぎ苑西桔梗における「新型コロナウイルス」感染予拡大防止対策に伴う
面会規制の一部緩和についてのお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、一方ならぬお引き立てに与り、心よりお礼申し上げます。

さて、当施設では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年2月25日より面会を制限させていただいておりましたが、このたび、国及び北海道より緊急事態宣言が解除となったこと、また函館市においても4月22日以降より新たな感染者が発生していない状況であることから、令和2年6月15日（月）より一定の条件の中で段階的に入所様との面会制限を緩和することといたしました。

つきましては、面会にあたり、別紙に記載している事項について留意いただきたく、ご理解とご協力をお願いいたします。

<別 紙>

◆面会にあたっての留意事項◆

1. 面会方法

- (1) 予約制とし、予約方法は電話による事前予約とします。
- (2) 予約受付時間については、平日の午前10時00分から午後4時30分までとします。

なお、来苑時の窓口での予約、面会時の次回予約はできないものとします。
また、1度面会された方は、次回面会予約までに2週間は期間を空けていただきますようお願いいたします。

2. 面会時間

- (1) 平日の午前10時00分から午後4時30分までとします。
- (2) 面会枠は以下の3つの枠に区分します。
 - ① 午前10時00分～午前11時30分
 - ② 午後1時30分～午後3時00分
 - ③ 午後3時00分～午後4時30分
- (3) 面会の制限時間は、最長で15分とします。

3. 面会頻度及び面会可能人数

- (1) 面会頻度は1入所者様につき2週間に1度とさせていただきますので、複数のご家族様が別々に面会される場合においても同様の扱いとなります。ご家族様間でご相談の上、ご予約をお願いいたします。
例) 入所者の長男様が6月15日にご面会后、長女様の面会希望があった場合は、6月15日から数えて2週間以降に面会予約となります。
- (2) 面会可能人数は原則1～2名とします。
なお、高校生以下の方はご遠慮願います。

4. 面会場所

面会場所については、1階と2階にそれぞれ設けています。

5. 面会者の対応

- (1) 面会される方は、施設玄関での体温計測を行わせていただきます。
なお、発熱のある場合や呼吸器症状・消化器症状・風邪症状・その他体調不良がある場合には、面会をご遠慮していただきます。
また、入所者様に体調不良が見られる場合においても、面会をご遠慮していただく場合があります。
- (2) 面会時は施設からご家族様へのマスク提供は行っておりませんので、ご持参いただきますようお願いいたします。

- (3) 面会規制前と同じく、面会票に必要事項を記載願います。
- (4) 面会前と面会後には、必ず手指の消毒をお願いします。
- (5) 面会時は、**物理的**距離を保つよう願います。

6. 予約・相談窓口

電話 0138-49-8555

やわらぎ苑西桔梗入所担当ケアマネジャー「川合」、または、「桂」まで
お問合せください。

7. その他

- (1) 今後の感染状況によっては、急遽再度面会を禁止させていただく場合があります。
- (2) 緊急を要する場合においては、施設が許可をしたうえで、上記留意事項の限りではないものとします。
- (3) 当施設では、リモート面会ができるよう準備を進めております。
準備ができ次第、利用希望がある場合にはお知らせすることとします。
- (4) ご不明な点がありましたら、職員にお問い合わせ願います。

◆面会緩和にかかる施設（職員）の対応◆

1. 面会予約窓口

面会予約窓口は相談部職員（入所ケアマネージャー）が行う。

※面会者に、来苑する際には体温計測とマスクの着用をお願いする。

2. 面会時間及び面会件数

面会時間は、平日の午前10時00分から午後4時30分までとし、1日の面会件数を最大9件（1枠につき3件）までとする。

なお、面会枠及び面会制限時間については以下のとおり。

- ① 午前10時00分～午前11時30分
(午前10時～、10時30分～、11時～)
- ② 午後1時30分～午後3時00分
(午後1時30分～、2時～、2時30分～)
- ③ 午後3時00分～午後4時30分
(午後3時～、3時30分～、4時～)

に重複しないよう時間帯で分けし時間毎に1家族の面会とする。

面会の制限時間は、最長で15分。

3. 面会時の対応

- (1) 面会者の受付は、事務カウンターで行う。(総務部職員が対応する。)
同時に、相談部職員（入所ケアマネージャー）及び入所者が生活しているユニットに連絡し、面会準備をお願いする。
- (2) 面会者に、面会票への必要事項の記載を依頼する。
なお、面会人数については原則1～2名とし、1名ごとに面会票に記載していただく。また、高校生以下の方は面会をご遠慮いただく。
- (3) 面会者に対し、体温計測（体温確認）とマスク着用の確認と手指の消毒を依頼する。(施設からご家族様へのマスク提供はしない。)
なお、発熱のある場合や呼吸器症状・消化器症状・風邪症状・その他体調不良がある場合には、面会を遠慮していただく。
- (4) 面会者に対し、面会場所へ誘導する。
誘導は、相談部職員（入所ケアマネージャー）及び総務部職員が行う。
なお、面会場所へは、通常ユニットに行くルートを通るものとし、移動中は大きな声での会話は避ける。
- (5) 面会場所は、1階「機能回復訓練室3」（楽楽・気長ユニット奥）、2階は「レクリエーションコーナー」とし、ユニット内での面会は原則許可しないものとする。
但し、施設が許可をした場合に限り、ユニット居室内での面会ができるものとする。

- (6) 入所者を面会場所へ誘導する。
誘導は、各ユニット職員及び相談部職員（入所ケアマネジャー）が行う。
なお、入所者には施設が提供するマスクを着用して面会していただく。
（マスクは、ユニ・チャーム社の使い捨てマスクとし、面会終了後は廃棄する。）
- (7) 面会時は、**物理的距離を保つよう心掛け、面会場所の換気も適宜行う。**
- (8) 面会終了後に入所者がユニットに戻る際、面会者が面会所を離れる際には、手指消毒をしていただく。

4. その他

- (1) 今後の感染状況によっては、急遽再度面会を禁止させていただく場合があり、その際には速やかに入所者家族へ面会禁止となる旨を報告する。
- (2) 看取り対象者のご家族への対応については、面会緩和前に同じとする。
- (3) 緊急を要する場合においては、施設内で協議のうえ対応する。
- (4) **面会スケジュール管理に関しては入所ケアマネジャーが行うが、職員間で情報共有する為、朝の朝礼等で当日の面会予定について知らせることとする。**
- (5) **万が一、他部署職員への問い合わせがあった際には、再度、窓口である入所ケアマネジャーへお問合せいただくようご家族様へ伝える。**

◆面会規制緩和日時◆

希望としては6月1日に緊急事態宣言が解除された後の2週間の状況を見て判断したいため、施設職員への周知期間も考慮し、**6月15日（月）午前10時00分**より面会規制を一部緩和することとする。